

平成 30 年 第 2 回

福岡地区水道企業団議会議録
(定例会)

平成 30 年 8 月 21 日 (開会)
8 月 22 日 (閉会)

平成30年第2回定例会目次

8月21日（火曜日）第1日

	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員（15名）	1
欠席議員（0名）	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会（午後3時30分）	
○仮議席の指定	2
○会議録署名議員の指名	2
○報告	2
○挨拶	
田原 耕一	2
○紹介・挨拶	
企業長（諫山 和仁）・水質センター所長（井樋 美詠子）	2
○報告	3
休憩（午後3時32分）	3
開議（午後3時44分）	3
○議席の決定の件	3
○会期決定の件	3
○議案第5号ないし議案第9号	
提案理由の説明	
企業長（諫山 和仁）	3
質疑及び答弁	
8番（ひえじま 俊和）	6
施設部長（平川 里美）	7
8番（ひえじま 俊和）	9
施設部長（平川 里美）	11
8番（ひえじま 俊和）	13
施設部長（平川 里美）	14
企業長（諫山 和仁）	15
決算等特別委員会の設置・付託	15
散会（午後4時35分）	16

平成30年第2回定例会目次

8月22日（水曜日）第2日

ページ

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員（15名）	17
欠席議員（0名）	17
説明のため出席した者	17
職務のため出席した事務局職員	18
開議（午後0時45分）	
○議案第5号ないし議案第9号	
委員長報告	
決算等特別委員会委員長（ひえじま 俊和）	18
採決	18
閉会（午後0時50分）	19
委員会審査報告書	20

(第 1 日)

平成 3 0 年 8 月 2 1 日 (火)

平成 3 0 年 第 2 回 福岡 地区 水道 企業 団 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

8 月 2 1 日 午後 3 時 3 0 分 開 議

- 第 1 議席の決定の件
第 2 会期決定の件
第 3 議案第 5 号 平成 2 9 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の利益の処分について
第 4 議案第 6 号 平成 2 9 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の決算について
第 5 議案第 7 号 平成 3 0 年度水道用水供給事業会計補正予算案 (第 1 号)
第 6 議案第 8 号 企業長等退職手当支給条例の一部を改正する条例案
第 7 議案第 9 号 特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

本日の会議に付した事件

- 1 日程第 1
- 2 日程第 2
- 3 日程第 3 ないし日程第 7

出 席 議 員 (1 5 名)

1 番	光	安	力
2 番	阿	部	真 之 助
3 番	大	森	一 馬
4 番	大	石	修 二
5 番	松	野	隆
6 番	栃	木	義 博
7 番	藤	本	顕 憲
8 番	ひ え じ ま	俊	和
9 番	富	永	周 行
1 0 番	白	石	重 成
1 1 番	橋	本	健
1 2 番	結	城	弘 明
1 3 番	阿	部	寛 治
1 4 番	梶	村	公 彦
1 5 番	田	原	耕 一

欠 席 議 員 (0 名)

説明のため出席した者

企 業 長	諫 山 和 仁
副 企 業 長	橋 本 淳
総 務 部 長	中 島 淳 一 郎
施 設 部 長	平 川 里 美

職務のため出席した事務局職員

議会事務局次長	靱 井 功 二
書 記	御 幡 弘 信

午後 3 時 30 分 開会

○議長（松野 隆） ただいまから平成30年第 2 回福岡地区水道企業団議会定例会を開会いたします。

夏の省エネルギー対策の一環として、議場及び委員会室とも、上着及びネクタイの着用はしなくてもよいことにいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、新たに議員に就任された田原 耕一議員の仮議席を指定いたします。

ただいま、御着席の議席を指定いたします。

次に、会議録署名議員に光安力議員、阿部寛治議員を指名いたします。

日程に入るに先立ち、この際、報告いたします。

去る 2 月、谷口一成議員の退任に伴い、新たに糸島市の田原 耕一議員が、平成30年 3 月 1 日付で当企業団議会議員に就任されております。

ここで、御挨拶をお受けいたします。田原 耕一議員。

○田原 耕一議員 糸島市の田原でございます。今回、初めての企業団でございますが、議員の皆様を初め、関係の皆様方の御指導のもと、職務に精励してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松野 隆） ありがとうございます。御挨拶が終わりました。

次に、企業長から、当企業団新任職員の紹介についての申し出がありますので、この際、これを許します。諫山企業長。

○企業長（諫山 和仁） お許しをいただきまして、平成30年度に新たに企業団に転入した職員の自己紹介をさせていただきます。

○水質センター所長（井樋 美詠子） 水質センター所長の井樋でございます。よろしくお願い申し上げます。

○企業長（諫山 和仁） 以上で職員の紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松野 隆） 紹介が終わりました。

次に、報告第2号として、平成29年度の繰越計算書が企業長から提出されましたので、その写しを、去る8月14日、お手元に送付いたしております。

以上で報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

議案の審査方法その他の協議のため、直ちに全員協議会を開きますので、議員の皆さんは、委員会室にお入り願います。

午後3時32分 休憩

(休 憩)

午後3時44分 開議

○議長（松野 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、議席の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今回議員となられました田原 耕一議員の議席を15番議席と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松野 隆） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から明22日までの2日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松野 隆） 御異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定いたしました。

次に、日程第3ないし日程第7、以上5件を一括して議題といたします。

この際、企業長から提案理由の説明を求めます。諫山企業長。

○企業長（諫山 和仁） 議員の皆様には、平素より企業団の事業運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成30年第2回定例会に提案しております議案の御審議をお願いするに当たり、最初に、企業団の運営方針及び重点施策について御説明いたします。

企業団の使命は、安全で良質な水道用水を安定的に供給することにあります。

まず、用水供給事業についてでございます。

平成29年度につきましては、筑後川流域では、5月から6月において平年の約50%、11月から12月において約40%と厳しい少雨傾向の時期があった一方で、7月には、九州北部豪雨に伴い、水源地域において未曾有の大水害が発生するなど降雨量の変動が大きい時期がありましたが、その他の月においては比較的河川の流況が良好であり、経営状況はおおむね計画どおりに推移しております。

用水供給料金につきましては、構成団体の皆様の負担軽減のため、企業団の財政基盤の強化、安定化を図りつつ、引き続き計画どおり減免を実施してまいります。

企業団の重点施策のうち、水源開発につきましては、那珂川水系の五ヶ山ダムが試験湛水を行っております。現時点で貯留可能な水位まではたまっており、供用開始に向け、洪水時最高水位であるサーチャージ水位までの貯留を再開できる10月以降の降雨を待つ状況となっております。

施設の改良・更新につきましては、牛頸浄水場等の設備更新を計画的に進めるとともに、管路整備計画に基づき、大規模地震に備えた耐震化等に取り組んでおります。

また、筑後川水系の水を牛頸浄水場に導水する福岡導水の耐震化を図るため、本議会に補正予算案を上程し、今年度から事業に着手する予定であります。

また、小石原川ダムの早期完成や筑後川水系ダム群連携事業の早期建設着手につきましても、筑後川の流況安定化につながる非常に重要な事業でございますので、今後とも関係機関等と連携し、事業促進に向け取り組んでまいります。

今後の水需要の増加が見込めない中で、水道施設の老朽化対策、地震等の自然災害への対策などを推進し、効率的な事業運営に努めるとともに、将来にわたって福岡都市圏の皆様にも、安全で良質な水道用水を安定的に供給していくため、職員一丸となって取り組んでまいります。

それでは、議案第5号から議案第9号につきまして、提案理由を一括して御説明いたします。

まず、議案第5号 平成29年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の利益の処分についてであります。

後ほど説明いたします、議案第6号の平成29年度決算で生じた当年度未処分利益剰余金29億9,643万3,578円のうち、13億3,023万1,268円を組入資本金に、11億6,620万2,310円を減債積立金に処分し、5億円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

次に、議案第6号 平成29年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の決算であります。

収益的収入及び支出について、水道用水供給事業収益の決算額は123億9,790万1,037

円で、その内訳は、給水収益などの営業収益、構成団体補助金などの営業外収益及び特別利益であります。

また、水道用水供給事業費用の決算額は109億9,593万5,201円で、その内訳は、施設の維持管理費、減価償却費等の営業費用、支払利息等の営業外費用及び特別損失であります。

この結果、税抜きでの収益的収支は11億6,620万2,310円の純利益となり、平成28年度からの繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金に変動額を加えた、平成29年度未処分利益剰余金は、29億9,643万3,578円となっております。

次に、資本的収入及び支出ですが、資本的収入の決算額は13億1,761万2,560円で、その内訳は、国庫補助金、構成団体からの出資金、企業債等であります。

一方、資本的支出の決算額は60億5,338万344円で、その内訳は、設備費、五ヶ山取水工事費、国営事業等負担金、建設利息、償還金等であります。

この結果、資本的収支不足額が47億3,576万7,784円となりますが、不足額は損益勘定留保資金等で全額補填しております。

以上が平成29年度決算の概要であります。本議会への提案に当たり、先に監査委員の審査をいただいておりますので、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

続きまして、議案第7号 平成30年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案であります。

平成29年度末に竣工した五ヶ山ダムについて、現時点で供用開始に至っていないため、第3条、収益的支出の営業外費用に計上しておりました支払利息を減額し、同額を第4条、資本的支出の建設利息に計上するものであります。

次に、福岡導水施設の耐震化事業につきましては、国において水資源開発基本計画に位置づけられ、事業化されることとなりましたが、同事業には、企業団及び構成団体の費用負担が必要であることから、第4条、資本的収入及び支出において、福岡導水施設地震対策事業に係る構成団体出資金及び国営事業等負担金の増額補正を行うものでございます。

また、大野城市紫台地区太宰府系送水管布設工事及び福岡導水施設地震対策事業負担金につきましては、事業に必要な期間及び限度額の債務負担行為を追加するものでございます。

続きまして、議案第8号 福岡地区水道企業団企業長等退職手当支給条例の一部を改正する条例案でございます。

これは、当企業団の一般職職員の退職手当の見直し状況との均衡を考慮して、企業

長等の退職手当の支給割合を引き下げるものがございます。

次に、議案第9号 福岡地区水道企業団特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

これは、非常勤の特別職職員のうち、監査委員等について、報酬の支給制限の規定を整備するものがございます。

以上、議案第5号から第9号につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野 隆） これより質疑に入ります。

発言通告者に質疑を許します。8番ひえじま俊和議員。

○8番（ひえじま 俊和）登壇 私は、本議会に提案されている議案第6号 平成29年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の決算について質問をいたします。

質問に先立ち、昨年の九州北部豪雨に引き続き、今回の西日本豪雨によって、200人以上もの痛ましい犠牲者を出し、甚大な被害がもたらされたことに、心から哀悼の意を表するとともに、今こそ、国、県、関係自治体が総力を挙げて救援に全力を尽くし、早期の復興をお祈りいたします。

また、炎天下の被災地で懸命なる救済活動に当たっておられる関係各自治体の皆様方、市民ボランティアなどの皆様に、心から敬意を申し上げます。

さて、本題の平成29年度決算についてであります。

質問の第1は、那珂川水系の五ヶ山ダムが平成29年度に竣工しましたが、試験湛水を経て、平成30年4月からの供用開始がいまだに行われていない問題です。

同ダムの建設は、昭和63年から30年余もかけて、総事業費1,050億円にも上っております。福岡県の事業とはいえ、当企業団負担が86億7,000万円余、構成団体出資金が28億9,000万円余であり、開発水量、日量1万トンのうち、3,200立方メートルの配分を受ける福岡市の公費負担は、16億8,600万円余にもなります。

そこでお尋ねしますが、これだけの膨大な公費を投じていながら、計画どおり構成団体に水道用水が供給できていないのは、重大な契約違反ではないかと思いますが、ご所見のほどをお伺いいたします。

2点目に、相次ぐ豪雨にもかかわらず、供用開始前に必要な試験湛水の現況は、平成30年7月25日現在で貯水率81.0%とのことでもあります。どうしてこんなにおくれているのか、総貯水量約4,000万立方メートルという過大施設に対する見通しが甘かったのではありませんか、答弁を求めます。

あわせて、このまま供用開始がおくれれば、同ダムの維持管理を賄う料金収入が入ってこず、今後の用水供給事業に大きな支障をもたらすのは必至ではないかと思うが、

所見のほどをお伺いいたします。

質問の第2は、海水淡水化施設に係る決算状況についてです。当企業団の平成29年度最終予算で予定していた7億3,700万円余の純利益が、牛頸浄水場の薬品費の減や海水淡水化センターの動力費の減などから、決算では4億2,800万円余好転をして、11億6,600万円余になったと評価されております。

しかしながら、これは決して節約をして利益を出したものではなく、私がこれまで何回も指摘してきたように、海淡水の需要が年々減少してきているからであります。この海淡施設は、平成17年、市民の反対を押し切って、渇水対策を名目に、大企業の仕事づくりとして総事業費408億円を投じて、日量最大5万トンの過大施設を整備、供用したものであります。

ところが、5万トンどころかこの間じり貧状態となり、3万トンから2万トン台へと年々生産数量が激減して、もはや稼働する必要がないところまで追い込まれてきているのであります。近年の水余り減少の中にあつて、当企業団の用水供給事業は、現在安定した筑後川水系の陸水などで十分事足りております。

そこで、運用すればするほど多大な出費を生み出す海水淡水化施設は、今や無用の長物となっているのではないかと思います。所見のほどをお伺いいたします。

2点目に、こうした中、同施設の劣化診断や今後の維持管理コスト試算、新技術など、約770万円で造水促進センターに委託した平成29年度の調査結果はどうなっているのか、お尋ねをします。

あわせて、供用開始20年計画の海水淡水化センターなどの設備更新は、当初の計画どおり、2025年、2026年、2027年の3カ年間で幾らかけて一括更新するつもりなのか。また、その資金調達はどうするのか、答弁を求めます。

以上で1問目を終わり、2問目以降は自席より行わせていただきます。

○議長（松野 隆） 平川施設部長。

○施設部長（平川 里美） それでは、お答えいたします。

まず、五ヶ山ダム関連の御質問にお答えいたします。

まず、五ヶ山の供用開始のおくれに関しては、重大な契約違反ではないか。また、試験湛水がおくれたのは、見通しが甘かったのではないかというおただしについてですが、五ヶ山の供用開始につきましては、平成28年10月の試験湛水開始時には、福岡県から平年並みの降雨であれば、平成30年度当初から供用開始と聞いておりました。しかしながら、平成29年度においては、五ヶ山ダム上流域の降水量が平年雨量と比べて非常に少ない状況であったため、平成30年1月での貯水率は40%程度でございました。その後、ほぼ平年並みの降雨量まで回復したことから、現時点では、貯留可能な

水位までたまっているところがございます。

このような状況を踏まえ、福岡県においては、試験湛水は平成30年度中に完了する見込みとしており、当企業団では、構成団体にその旨を報告し、御理解いただいております。

次に、供用開始のおくれに伴う料金の減により、今後の用水供給事業に大きな支障を与えるのではないかとのお尋ねですが、料金収入については、基本水量に基づく基本料金と、実際に使用した量に基づく使用料金がありますが、平成30年度は、五ヶ山ダム供用開始に伴う増量分につきましては、基本料金は100%減免することとしておりますので、使用料金相当分が減収となる見込みでございます。

一方で、供用開始のおくれによって浄水施設の維持管理経費等の支出の減も見込まれることから、経営に大きな影響を及ぼすものではございません。

次に、海水淡水化施設に関する御質問にお答えします。

まず、海水淡水化施設は無用の長物ではないかとの御意見についてでございますが、筑後川水系では、近年ではほぼ2年に1度、少雨傾向が起きております。昨年も、九州北部豪雨直前まで少雨傾向が続いていたため、海水淡水化施設の運転水量を増するなど、これに対する対応策を検討しておりました。もし海水淡水化施設がなかった場合、施設能力と供給水量がほぼ同程度となり、少雨によって筑後川の取水が制限されれば、各団体への供給を制限せざるを得ないこととなります。

したがいまして、このような状況を回避し、安定供給を図るには、天候に左右されない、自己水源である海水淡水化施設が必要不可欠であると考えております。

次に、平成29年度に実施しました現況調査の結果についてのお尋ねですが、建物、設備の劣化診断、新技術について調査を行いました。

劣化診断では、施設の大半で塩害の影響が見られましたが、ほとんどの建物、設備は、当初見込んでいた耐用年数を超えて使用できるとの結果でした。ただし、主要ポンプ設備はすき間腐食が見られ、耐用年数内に大規模修理が必要との結果となっております。このことから、設備ごとに段階的更新をすることも可能であるとの結論を得ました。

さらに、新技術につきましては、前処理工程であるUF膜を省略できる可能性があることや動力回収装置に圧力交換方式を採用することで動力費を削減できる可能性があることを確認しております。

次に、現在見込んでいる更新費用のお尋ねですが、現行の長期財政収支見通しでは、海水淡水化センターの設備更新費用を153億円と見込んでおります。

なお、平成29年度の調査結果を踏まえた今後の調査において、一括更新や段階的更

新のモデルケースを設定し、コスト縮減の可能性のある新技術も視野に入れながら、収支への影響について検討を進めることとしており、平成32年度をめどに、更新の方向性を判断したいと考えております。

また、その資金調達をどうするかのお尋ねでございますが、現行の長期財政収支見通しにおいては、更新費用の資金として、構成団体からの繰出金は見込んでおらず、保有資金を活用するとともに、資金が不足する場合には、必要に応じて企業債の借入れを行うということを計画しております。

以上でございます。

○議長（松野 隆） ひえじま俊和議員。

○8番（ひえじま 俊和） まず、五ヶ山ダムの用水供給がいまだにできていないことに対して、今の御答弁では、平成30年度中には試験湛水も終わって、供用開始の見込みだと答えられました。結局、事業者である福岡県の言い分をそのまま受け売り、答弁をするだけで、構成団体住民に対する約束違反の契約不履行だとの認識は少しも感じられません。

では、県は、平成30年度内に供用開始できるという確かな根拠を持っているんですか。今、このことが問われているんです。

そこで、今回のおくれは、事業主の福岡県に責任があるのは明白だと思いますが、所見をお伺いいたします。

また、試験湛水がおくれていることに対しても、近年の少雨化や降水量の変動幅の増大によるものなどと答弁をされました。しかし、少雨どころか、甚大な災害が起きるほどの豪雨が相次いでいるんです。それでも、五ヶ山ダムの貯水進捗率が進まないのは、平成25年供用の大山ダム総貯水量1,960万立方メートルの2倍以上にもなる4,000万立方メートルという、この間最大規模の五ヶ山ダム、過大ダムを建設したからにほかなりません。しかもあなたたちは、こんな時代であっても、同ダムに係る今後の用水供給事業には何らさしたる支障は来さないかのような答弁ですが、とんでもありませんよ。

そこでお尋ねしますが、本来、平成30年度から入ってくるはずの基本料金収入は、減免を加味しなければ年間総額幾らで、この4月から7月までの4カ月間でいかほどの実質欠損が出ていますか、お尋ねをいたします。

あわせて、県に支払う年間管理負担金は幾らになるのか。また、これらの欠損金を誰が負担するのか、各構成団体の負担に転嫁されるのではありませんか、重ねての答弁をそれぞれ求めます。

負担はこれだけにとどまりません。この五ヶ山ダムの水道用水供給事業にかかわっ

て、当企業団の事務局から提出をしていただきました資料では、当面、福岡市に共同利用を委託する番托取水場に年間2,964万円、乙金浄水場に7,616万円、土地使用料も加えると、年総額1億1,461万円の新たな負担が生じてきます。一体、この施設利用委託費も誰が負担するのか、答弁を求めます。

また、いつまで福岡市との委託契約をして、将来、当企業団自前の取水・浄水場を再整備するのか、その際の費用はどう考えているのか、お尋ねをします。

詰まるところ、先の見通しも考えず、近年の水余り供給の中でやみくもに1,050億円もの巨大なダム開発をしなければ、こんな余計な負担は生まれてこなかったと思いますが、所見のほどをお伺いいたします。

質問の第2として、次に、海水淡水化施設の決算状況についてであります。

同施設は、もはや無用の長物ではないかという私の質問に対して、御答弁では、あくまでも渇水対策などと称して、安定供給や効率的運用に努力していくと強弁をされましたが、一体何が安定供給でしょうか。この10年間余り、異常渇水は起こっておりません。それどころか、異常豪雨の連続ではありませんか。大体、海淡センターの平成29年度生産単価は、1立方メートル当たり293円と筑後川水系の生産単価80円よりも3倍以上も高く、そのため、年々生産水量が減少していくのは避けられないのですよ。加えて、平成28年度の決算議会や平成30年度の予算議会でも再三にわたって指摘してきたように、もともと海水淡水化事業の過大施設による不採算構造体質に、この問題の本質があるんです。いいでしょうか。平成29年度でも、海淡の年間生産供給水量790万立方メートルに、供給料金単価114円を掛け合わせた収入は、約9億円となっており、これに対して、年間維持管理に14億円余を含む総事業費の支出は、23億1,400万円で、差し引き約14億円の赤字が出ているのであります。

このような不採算赤字が、平成17年の供給開始からこの13年間ずっと放置されてきて、累積約180億円もの赤字欠損を出しているんです。

そこでお尋ねしますが、効率的運用どころか、海水淡水化施設とは、まさに赤字製造マシンと言っても過言ではないと思いますが、明確な答弁を求めます。

また、海淡センター建設に伴い、各構成団体は、総額128億8,600万円の出資金を負担してきております。しかしながら、海淡水が実際に供給されている地域の構成団体は、福岡市、新宮町、古賀市、宗像地区事務組合だけであり、それ以外の団体、地区には供給されていません。にもかかわらず、例えば、筑紫地区の大野城市は、海淡建設出資金7億5,800万円を負担した上に、これらの赤字分もさらに覆いかぶさっているんです。しかも、海淡供給水量が5万トンから2万トンに減少しても、5系統の維持管理費は毎年約16億円余とほとんど変わらないから、各構成団体の負担割合も減らな

いのであります。したがって、この海水淡水化事業は、大口需要の福岡市のために、他の構成団体が必要以上の費用負担を押しつけられるという全く割に合わない、不公平なものではありませんか、所見をお伺いします。

2点目に、この間、当企業団は、海水淡水化事業だけの決算はしていない、いわゆるプールの送水とかをやってまいりましたが、実際には、私がこの間ずっと取り上げてきた深刻な海淡経営問題を痛感したからこそ、今後の設備更新に向けた現況調査を平成29年度に行ったのではないのでしょうか。

その結果についていろいろ説明をされましたが、要するに、現行施設を運転開始から20年後の一括大規模更新せず、設備ごとの耐用年数経過後に分散更新する延命策を検討されているようですが、肝心の動力費、年間約8億円については、現行施設の低減は見込めないとのことであります。

そこで2025年、平成37年から3カ年間で153億円の一括更新と比較して、設備ごとの分散更新はどれぐらいの費用を要すると見込んでいるのか、お尋ねをします。

あわせて、動力費の軽減が図られなければ、延命分散更新しても、いたずらに年月をかけるだけで施設更新費用はかえって高くつくのではないかと思います。所見をお伺いします。

したがって、海水淡水化施設については、もうこれ以上の延命更新を図る必要はないのではないのでしょうか、答弁を求めるものであります。

以上で2問目を終わります。

○議長（松野 隆） 平川施設部長。

○施設部長（平川 里美） それでは、五ヶ山ダム関連の御質問にお答えします。

まず、試験湛水のおくれは事業主である福岡県に責任があるのではないかとのお尋ねでございますが、ダムの貯留は天候に左右されるものですので、試験湛水の進捗も、その期間の降雨に左右されることとなります。

五ヶ山ダムの試験湛水は、ほぼ当初の予定どおり着手しておりましたが、平成29年の少雨により、試験湛水がおくれたものと考えております。

今後、平年並みの降雨があれば、平成30年度中に試験湛水は完了すると伺っており、今後とも、早期供用開始に向けて福岡県と協議を行ってまいります。

次に、五ヶ山ダム供用開始に係る料金のお尋ねですが、供給水量295万立方メートルの増量分の料金としましては、基本料金は、年間で3億3,700万円余、使用料金は3,100万円余でございます。

供用開始のおくれによる減収額としましては、基本料金は4月から7月までの4カ月分で、1億1,600万円余となりますが、供用開始後3カ年はその100%、その後の2

カ年は80%を減免することとしており、平成30年度予算には計上していないことから、供用開始のおくれによる減収の影響はございません。また、4カ月分の使用料金については、1,100万円余の減収となります。

福岡県への年間の管理負担金についてのお尋ねですが、当企業団では、平成30年度当初予算で五ヶ山ダムの管理負担金を1,665万円余計上しております。五ヶ山ダムは、平成30年3月に竣工しており、企業団としては応分の負担を行うものでございます。

料金の減収及び管理負担金を各構成団体に転嫁するのではないかとのお尋ねですが、水道用水供給事業に要した費用は、原則として構成団体からの用水供給料金により御負担いただくこととなります。五ヶ山ダムの供用開始のおくれによる使用料金の減収はございますが、一方で、浄水施設の維持管理経費等の支出の減も見込まれることから、新たに構成団体に負担を求めることはございません。

次に、水処理に係る福岡市への委託費を誰が負担するのか、いつまで委託契約するのか、また将来、企業団が自前で施設整備を行うのか等についてのお尋ねでございますが、五ヶ山ダムに係る企業団分の水処理につきましては、福岡市の施設を使用し、福岡市に運転管理を委託するものであり、業務委託契約書を毎年度締結し、当企業団は応分の負担を行うものであります。

なお、本業務の委託につきましては、将来も継続していくこととしております。

また、企業団で必要となる五ヶ山ダム関係の施設につきましては、福岡市の浄水場再編事業において、企業団分の施設能力もあわせて確保していただくようお願いをしております。

次に、五ヶ山ダムの建設により不必要な支出が生じたのではないかとのお尋ねでございますが、五ヶ山ダムにおける企業団の新規開発水量は、各構成団体が必要とする水量を踏まえ、福岡地域広域的な水道整備計画に基づいて水源開発したものであり、これに伴いますダム管理負担金や水処理に要する委託料等につきましては必要な支出と考えております。

次に、海水淡水化施設に関する御質問にお答えします。

まず、海水淡水化施設が赤字を生み出しているとの御指摘でございますが、海水淡水化施設で生産した水に着目しますと、ほかの水源に比べて、相対的に水量当たりのコストが高くなっている状況ではあります。企業団の水源については、筑後川水系、多々良川水系、海水淡水化施設を有しており、これら多様な水源を区別せずに一体的な運用を図るとともに、収支についても一体的に管理をしており、全体としては健全な財政を維持しております。

また、大口需要者のために、ほかの構成団体に負担を強いているとの御指摘ござ

いますが、各構成団体は、その団体で必要となる水量に応じて負担をお願いしているところがございます。

次に、劣化診断に基づいた試算結果で見込んでいる費用についての御質問、また、延命化や分散を図っても、かえって高くなるのではないかと御指摘でございますが、設備ごとに、段階的更新をした場合においても、設備更新に係る直接的な経費は同額ですが、設備更新時期を分散できることから、投資の平準化による起債の抑制、また、更新サイクルが長くなることで、長期的には更新費用の低減が期待できると考えております。

また、これ以上の延命更新は必要ないとの意見でございますが、水の安定供給を図るためには多様な水源を確保することが重要であり、海水淡水化施設は、安定供給のため欠くことのできない施設であります。特に、海水淡水化施設は天候に左右されない水源であり、渇水や事故等の異常時など筑後川から取水が制限される場合におきましてきわめて重要な役割を果たしており、今後も適切な延命化更新を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（松野 隆） ひえじま俊和議員。

○8番（ひえじま 俊和） 最後の3問目に入ります。

五ヶ山ダムの用水供給おくれに対する福岡県の責任について問いました。御答弁では、ただひたすら雨乞いの天候待ちという状況が明らかになっております。過大施設をつくったという反省の一かけらもない答弁ではなかったでしょうか。

現在、貯水率は常時満水の81%、この試験湛水にしても、これから非洪水期の10月21日以降に、あと、サーチャージ水位といわれる標高413.4メートルの4,020万立方メートルまで貯留した後、また2カ月ぐらいかけて放流して、すべり面末端水位の標高355メートルに下げなければ、実際には湛水完了とはならないのです。

その後、完成検査や取水届け出等の手続に約1カ月かかってようやく水道水として供用開始となるのであります。これでは、県が言うように、平成30年度内どころか年を越すのは避けられず、一体いつまでかかるのかわからないのが実態です。しかも、平成30年度から入ってくるはずの基本料金収入は、御答弁では年間で3億3,700万円、この4カ月で実質1億1,600万円も欠損が出ているわけでありまして。たとえ減免を加味したとしても、使用料金は年間で3,100万円、4カ月で1,100万円の未収となり、これでは、県に納める管理負担金、年間1,600万円から1,700万円を賄うことができないのではありませんか。

また、新たに企業団自前の施設をつくらず、番托取水場や乙金浄水場等の共同利用

委託料、総額 1 億 1,461 万円は、毎年契約更新して、その都度、福岡市に払い込むと言われたが、これも構成団体住民の税金の負担になるのではありませんか。総額 1,050 億円もの莫大な投資をしたにもかかわらず、計画どおりに用水供給ができないために、各構成団体は料金未収や維持管理費を負担させられた上に、計画した必要な水の供給がない分、別途水を確保しなければならないという二重の負担を押しつけられてくるのであります。こんな大失敗の後始末を、これ以上、住民に押しつけることは許されません。

したがって、企業長は責任の所在を明らかにして、福岡県に対し当面、供用開始までの間のダム管理負担金等の免除や大口利用者である福岡市への施設利用委託料の軽減、縮小、免除を強く要請するなどして、構成団体の負担軽減を図るとともに、五ヶ山ダムを最後に、もうこれ以上の無駄遣いの大型水源開発はやめるべきだと思いますが、答弁を求めるものであります。

次に、海水淡水化施設の経営問題についてです。

平成 27 年の供用以来、この 13 年間で、何と累積 180 億円もの赤字操業を続けていながら、あなたたちは、頑固なまでに同事業単独の赤字をまともに見てみようとしておりません。総体では健全だと何回も言われています。どうして、そんなにかたくななんですか。安定供給、渇水対策の切り札と称して、総事業費 408 億円もつぎ込んだ海淡水事業運営が大幅赤字だとはっきり公にされると、何か都合の悪いことでもあるのでしょうか。過去に、大渇水を 2 度も体験した福岡市が大口需要者になっています。日量 1 万 6,400 立方メートルです。こういった福岡市のために、福岡市は、年間 75 億 1,300 万円もお金を出しているわけでございます。そのことを付度して、他の構成団体が必要のない負担を強いられているのは明らかではないでしょうか。大体、平成 29 年度の現況調査の結果、2025 年、平成 37 年からの 3 カ年一括更新でも、10 年程度先延ばし、延命する分散型更新でも、かかる費用は同じく 153 億円と、何ら変わらないじゃありませんか。何のために調査をしているのか。あなたたちは、今後も多額の費用を使って、造水促進センターに委託調査をすることですが、もう無駄ですよ。大もとが日量 5 万トンという過大施設の上、生産単価も著しく高く、近年の水余りの中で、海淡水の入用が年々激減しているもとの、その役割を終えようとしております。

したがって、何の展望もない施設更新はやめて、直ちに海水淡水化施設の縮小、廃止に向けて着手すべきではありませんか。

最後に、企業長の答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（松野 隆） 平川施設部長。

○施設部長（平川 里美） 五ヶ山ダムに係る負担金等について、支払い免除や軽減を要

請すべきであるとの御意見につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

五ヶ山ダムの管理費負担金や水処理に係る費用につきましては、利水者として応分の負担が必要と考えており、五ヶ山ダムの管理については福岡県と、那珂川から取水する水処理については福岡市と、その負担割合等の協議を行い、負担金を支払うこととしているところでございます。

今後とも必要に応じて協議を行いながら、適切な管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松野 隆） 諫山企業長。

○企業長（諫山 和仁） 水源開発は、五ヶ山ダムを最後とすべきであるとの御意見、また、海水淡水化施設を縮小、または廃止を図るべきとの御意見でございますけれども、近年は少雨と多雨の二極化が進んでおります。

例えば平成29年度につきましても、筑後川流域では、7月には短期間に集中して発生しました九州北部豪雨によって水源地域に未曾有の大水害が発生するといったことがありました。その一方で、5月から6月においては、平年の約50%、11月から12月において約40%の厳しい少雨傾向が続くなど、降雨量の変動が顕著でございます。

筑後川水系に多くを依存する福岡都市圏としましては、水道用水の安定供給のためには多様な水源の確保が必要であると考えております。

五ヶ山ダムにつきましては、新たな那珂川水系の水源として、さらなる水の安定供給に資することになり、この完成をもって、福岡地域広域的な水道整備計画に基づいた全ての水源開発が完了することとなります。

海水淡水化施設につきましては、コストが高い面もありますので、今後は、課題等の調査、検討を行い、更新の方向性を判断することとしておりますけれども、天候に左右されず、また独自に運用が可能であるなど、都市圏にとって重要な水源でございます。

いずれにしましても、当企業団としては既存施設の更新や地震対策を進め、安全で良質な水道用水を安定的に供給するとともに、それらを支える安定経営の持続に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松野 隆） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、議員全員で構成する決算等特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(第 1 日)

○議長（松野 隆） 御異議なしと認めます。よって、本案については、議員全員で構成する決算等特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、明22日の午後1時に開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時35分 散会

(第 2 日)

平成 3 0 年 8 月 2 2 日 (水)

平成 3 0 年 第 2 回 福岡 地区 水道 企業 団 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

8 月 2 2 日 午後 0 時 4 5 分 開 議

第 1 議案第 5 号 ないし 議案第 9 号

本日の会議に付した事件

1 日程第 1

出 席 議 員 (1 5 名)

1 番	光	安	力
2 番	阿	部	真 之 助
3 番	大	森	一 馬
4 番	大	石	修 二
5 番	松	野	隆
6 番	柄	木	義 博
7 番	藤	本	頭 憲
8 番	ひ え じ ま	俊	和
9 番	富	永	周 行
1 0 番	白	石	重 成
1 1 番	橋	本	健
1 2 番	結	城	弘 明
1 3 番	阿	部	寛 治
1 4 番	椛	村	公 彦
1 5 番	田	原	耕 一

欠 席 議 員 (0 名)

説明のため出席した者

企 業 長	諫 山 和 仁
副 企 業 長	橋 本 淳
総 務 部 長	中 島 淳 一 郎
施 設 部 長	平 川 里 美

職務のため出席した事務局職員

議会事務局次長 榑 井 功 二
書 記 御 幡 弘 信

午後 0 時 45 分 開会

○議長（松野 隆） これより本日の会議を開きます。

日程第 1、議案第 5 号ないし議案第 9 号、以上 5 件を一括して議題といたします。

この際、委員長の報告を求めます。決算等特別委員会委員長、ひえじま俊和議員。

○決算等特別委員会委員長（ひえじま 俊和）登壇 ただいま議題となっております議案第 5 号ないし議案第 9 号について、及び報告事項について、決算等特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本委員会は、8 月 21 日に設置され、その日の委員会において正・副委員長の互選を行い、本日、付託を受けました 5 議案について、当局の詳細な説明を求め、鋭意、慎重に審査検討を重ねました結果、議案第 5 号及び議案第 7 号ないし議案第 9 号については、原案のとおり可決すべきものと決し、議案第 6 号については、認定すべきものと決しました。

以下、審査の過程で特に論議され、意見、要望がありましたのは、次の諸点であります。

水運用については、現在、少雨傾向が続いているため、気象状況に注視し対応されたい。

将来の地震等に備え、福岡導水地震対策事業を着実に進めるとともに、国等の最新情報を踏まえ、地震対策を推進されたい。

以上で報告を終わります。

○議長（松野 隆） 本案に対し討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第 5 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議長（松野 隆） 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松野 隆) 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。
次に、議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松野 隆) 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松野 隆) 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
最後に、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松野 隆) 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で、今期定例会の議事は全部終了いたしました。

これをもって平成30年第2回福岡地区水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後0時50分 閉会

(第 2 日)

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は、付託議案審査の結果、議案第5号及び議案第7号ないし議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決し、議案第6号については、認定すべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

平成30年8月22日

福岡地区水道企業団議会

議長 松野 隆 様

決算等特別委員会

委員長 ひえじま 俊和

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 松 野 隆

議 員 光 安 力

議 員 阿 部 寛 治